

第五十一回国会 通信 委員 會議 録 第九 号

昭和四十一年三月十日(本曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 砂原 格君

理事 秋田 大助君

理事 佐藤洋之助君

理事 栗原 俊夫君

理事 森本 靖君

理事 綾部健太郎君

金丸 信君

徳安 實蔵君

南 好雄君

前田榮之助君

佐々木良作君

出席國務大臣

郵政大臣 郡 祐一君

出席政府委員

郵政事務次官 亀岡 高夫君

郵政事務官 長田 裕二君

(郵務局長)

郵政事務官 稲増 久義君

(貯金局長)

委員外の出席者

専門員 水田 誠君

本日會議に付した案件

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

○砂原委員長 これより會議を開きます。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、本案に対する

第一類第十一号 通信委員會會議録第九号 昭和四十一年三月十日

質疑は終局いたしました。

○砂原委員長 これより討論に入るのであります。別討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

【賛成者起立】

○砂原委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○砂原委員長 この際、内閣府外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

總旨説明を求めます。内閣府委員。

○内閣府委員 私は、ただいま議決されました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社会党三党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議を提出し、あわせてその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

今回の法改正によつて、郵便振替貯金は、制度上においては、かなりの刷新をみることになるが、その料金やサービスについては、なお相当改善の余地があると認められるので、今後の料金引き下げに資するため、預り金の効率的な運用によつて運用収入の増大をはかる等の措置を検討するとともに、事務処理の迅速化をはじめサービスの向上につとめるよう政府に要望する。

右決議する。

今回の郵便振替貯金法の改正案は、昨年十月に

答申された郵政審議会の為替貯金事業の近代化に関する答申に基づく振替事業近代化措置の一環として、郵便振替貯金の名称を郵便振替と改め、また、利子付与の制度を廃止することによつて、送金、決済の手段としての事業の性格を明確にする

とともに、料金の引き下げによつて、利用の振興をはかるうとするものであります。この改正によつて郵便振替かえは、その制度上においてはかなりの刷新を見ることになりすが、先日の法案審議の経過に照らしても明らかとなり、振替かえ事業はなお各般にわたつて改善の余地を残し、ことにその料金やサービスは、民間の同種業務に比較し遜色があるのが実情であります。民間事業に伍し、今後の振替かえ利用の増大に対応していくためには、何よりもまずかかる弱点の解消をはからねばなりません。

本決議案は、その対策につき、政府に対し次の二点を要望しようとするものであります。

第一は、料金の引き下げに資するため、預かり金の運用利子収入の増大をはかることについて、政府に検討方を望むものであります。

郵便振替かえ事業の経営資源として、預かり金の運用利子収入が相当のウェイトを占めていることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。よって、ヨーロッパ主要国においては、そのほとんどが経営の大部分を運用利子収入によつてまかなつてゐるのが実情であります。今後の料金引き下げをはかるにあつては、この利子収入の増大に着目するのは当然でありまして、さきの郵政審議会の答申もこの点に關し、要請するところがあつたことは御承知のとおりであります。本決議案は、同様の趣旨のもとに預かり金運用の効率化について、政府の考究を促さうというのであります。特に効率を高める方法としては、事業を営む郵政省が、みずから経営の見地に立つて預かり金の運用に当たることは是非を含め、幅広い検討を遂げられるよう特に望んでおきたいのであります。

第二は、サービスの向上についてであります。郵便振替かえのサービス面における最大の欠陥は、事務処理の遅延であります。郵便振替かえはおそいものという定評があるような状況では、民間の競合事業にとつては太刀打ちできないばかりでなく、事業に対する国民の寄託にも治い得ないと考えられるのであります。将来における機械化はもちろん、当面の業務運営においても、抜本的な改善策を講じ、事務処理の迅速化をはかるべきであります。このほか、さきの答申に示された各般の改善事項等をも参酌し、サービス全般にわたつて充実に向上につとめるよう政府に要望しようとするのであります。

以上が決議案の要旨であります。何とぞ全会一致御賛成くださいますよう御願ひ申し上げます。私の説明を終わります。(拍手)

○砂原委員長 採決いたします。

内閣府外二名提出の動議のとおり、本案に附帯決議を付することに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

この際、郵政大臣より、ただいまの附帯決議に對する所見を求めます。郵政大臣。

○郵政大臣 御決議の趣旨を尊重いたしましたし、必要な措置を検討いたしますとともに、サービスの向上に今後最善の努力をいたすことにいたしました。

○砂原委員長 次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○砂原委員長 これより會議を開きます。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、本案に対する

第一類第十一号 通信委員會會議録第九号 昭和四十一年三月十日

質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○砂原委員長 これより、本案について討論に入るのではありませんが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○砂原委員長 起立議員。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

○砂原委員長 この際、森本靖君外二名より、本案に附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

趣旨説明を求めます。森本委員。

○森本委員 私は、ただいま議決されました郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党の共同提案として、次の附帯決議を付する動議を提出し、あわせてその趣旨を御説明いたします。

まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

今回の法改正によつて、郵便切手類等の売さばき手数料は、かなりの引き上げをみることになるが、必ずしも十分とはいへなく、また、他の類似業務の手数料に比較しても、その色があらんと認められるので、政府は今後においても売さばきの実情等を勘案して、手数料の改善について考慮すべきである。

右決議する。

以上であります。

次に、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

昭和四十一年三月十四日印刷

す。

郵便切手類等の売りさばき手数料は、昭和三十七年四月に改定され今日に至つたものでありまして、売りさばき人の間においては、かねてより引き上げの要望が強く、しばしば国会にも請願が提出され、当委員会においては再三これを採択したという経緯もありましたが、今回の法律改正によつて、一部引き上げが実現の運びに至つたことは大いに了とするところであります。しかしながらこの改正によつても、郵便切手類売りさばき手数料は、さきの請願によつてうかがわれる売りさばき人の期待とはかなりの格差があるなどから見て、必ずしも十分の引き上げが行なわれたとは言いがたく、またたばこの販売手数料など、他の類似業務の手数料に比較しても適色があると見受けられます。苦しい郵政財政の中では一挙に大幅な引き上げを行なうことは困難であるとは思いますが、政府においては、今後においても売りさばきの実情等を科学的に調査し、手数料の改善について十分に考慮していかれるよう望みたいのでございます。

以上、本決議案提案の趣旨について、簡単に御説明を申し上げますが、何とぞ全会一致御賛成くださいますようお願いいたします。

○砂原委員長 採決いたします。

森本靖君外二名提出の動議のとおり、本案に附帯決議を付することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

この際、郡郵政大臣より、ただいまの附帯決議に對する所見を求めます。郡郵政大臣。

○郡郵政大臣 附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして、今後改善について十分考慮いたす所存でございます。

○砂原委員長 ただいま議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

昭和四十一年三月十五日発行

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○砂原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○砂原委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十五分散会